

万国郵便連合憲章の第十追加議定書

万国郵便連合憲章の第十追加議定書

アデイスアベバにおいて臨時大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第三十条2の規定に鑑み、批准を条件として、同憲章に対する次の改正を採択した。

第一条

憲章第一条を次のように改める。

第一条 連合の範囲及び目的

- 1 この憲章を採択する諸国は、郵便物の相互交換のため、万国郵便連合と称する政府間機関の枠組みの下で、単一の郵便境域を形成する。継越しの自由は、連合の文書に定める条件に従い、連合の全境域において保障される。
- 2 連合は、郵便業務の組織化及び完成を確保し、かつ、この分野において国際協力の増進を助長することを目的とする。

3 連合は、加盟国が要請する郵便に関する技術援助にできる限り参加する。

第二条

憲章第八条を次のように改める。

第八条 限定連合、特別取極

1 加盟国又は、加盟国の法令に反しない限り、その指定された事業体は、限定連合を設立し、及び国際郵便業務に関する特別取極を締結することができる。ただし、関係加盟国が締約国となつていゝる文書の規定よりも公衆に不利な規定をその特別取極に入れないことを条件とする。

2 限定連合は、連合が開催する大会議、管理理事会、郵便業務理事会、小会議その他の会議にオブザーバーを派遣することができる。

3 連合は、限定連合の大会議、小会議その他の会議にオブザーバーを派遣することができる。

第三条

憲章第十八条を次のように改める。

第十八条 郵便業務理事会

1 郵便業務理事会（CEP）は、郵便業務に関する業務上、営業上、技術上及び経済上の問題を取り扱うことを任務とする。

2 郵便業務理事会の理事国は、連合の名において、かつ、連合のためにその職務を行う。

第四条 この追加議定書の効力発生及び有効期間

1 この追加議定書は、二十九年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が憲章中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二十八年九月七日にアデイスアベバで作成した。

